

小平市地域防災計画修正に伴う地域懇談会

目次

1. はじめに ～地域防災計画とは～
2. 今回の修正の概要
3. 東京都と小平市の被害想定
4. もし今被害に遭ったら？(被災シナリオ)
5. 女性視点の防災対策
6. 意見交換
7. 今後の流れ

1. はじめに ～地域防災計画とは～

1) 地域防災計画の目的

小平市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、小平市防災会議が策定しています。災害から市民の生命・身体・財産を保護し、「災害に強い小平の実現」を図ることを目的としています。

<小平市防災会議とは>

地域防災計画の作成、その実施、防災に関する重要事項を審議するために、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する市長の諮問的機関

<メンバー>

市長(会長)、国・都などの防災関係機関、警視庁・東京消防庁、自主防災組織やライフライン機関、市の関係部署におけるそれぞれの代表者など

1. はじめに ～地域防災計画とは～

2) 地域防災計画の構成と内容

地震編	地震災害
風水害編	風水害、土砂災害、強風災害
原子力災害編	原子力災害
火山災害編	火山災害
大規模事故編 ※新設予定	(1)大規模火災 (2)危険物事故(危険物等の爆発、流出事故等) (3)大規模事故(航空機事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、CBRNE災害、大規模停電) ※この中から小平市の実情に合うものを選択予定
資料編	資料

1. はじめに ～地域防災計画とは～

2) 地域防災計画の構成と内容

各編には、概ね次の内容が記載されています。

現状と課題	各項目の現状と課題
取組の方向性	各項目の取組の方向性
具体的な取組	【予防対策】備蓄、訓練など、災害の発生に備えて平常時に行うべき予防対策 【応急対策】災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの各応急対策 【復旧対策】被災者の生活再建、各施設などの復旧など

→市や都、国をはじめ、自衛隊、ライフライン関係機関などそれぞれの防災関係機関が行うことが記載されています。

1. はじめに ～地域防災計画とは～

2) 地域防災計画の構成と内容

項目

【災害予防・応急・復旧計画】

- 第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割
- 第2章 市民と地域の防災力向上
- 第3章 安全な都市づくりの実現
- 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 第6章 情報通信の確保
- 第7章 医療救護・保健等対策
- 第8章 帰宅困難者対策
- 第9章 避難者対策
- 第10章 物流・備蓄・輸送対策
- 第11章 放射性物質対策
- 第12章 住民の生活の早期再建

【震災復興計画】

- 第1章 復興の基本的考え方
- 第2章 震災復興本部
- 第3章 震災復興計画の策定

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 東京都の被害想定(地震)の更新

平成24年
被害想定

10年ぶりに更新

令和4年
被害想定

【東京都全体の被害想定の変化】

- ✓ 建物全壊棟数11万棟→8.1万棟
- ✓ 揺れによる死者数5,100人→3,200人
- ✓ 焼失棟数20万棟→12万棟
- ✓ 火災による死者数4,100人→2,500人
- ✓ 家具転倒による死者数260人→240人

【小平市の被害想定の変化】

- ✓ 建物全壊棟数2,083棟→962棟
- ✓ 揺れによる死者数86人→37人
- ✓ 焼失棟数4,826棟→1,900棟
- ✓ 火災による死者数95人→40人
- ✓ 家具転倒による死者数4人→4人

● 減災目標の変更

10年の取組や社会環境の変化等を踏まえた東京都の被害想定の見直しにおいて、「中間地点である2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」という目標が示され、小平市でもこれに併せ、減災目標を変更します。

3つの視点に
基づき、減災
目標を設定

- ✓ 家庭や地域における防災・減災対策の推進
- ✓ 市民の生命と市の機能を守る応急体制の強化
- ✓ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 災害対策基本法改正等への対応

- ✓ 災害対策基本法改正 令和3年
- ✓ 防災基本計画見直し 令和3年5月、令和4年6月、令和5年5月
- ✓ 東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)、震災編(令和5年修正)
※以降に具体的内容

● マンション防災

近年増加するマンション住居特有の防災対策について記載します。

- ・エレベーター停止の早期復旧に向けた取組
- ・マンションにおける自治会活動
- ・災害時でも生活継続しやすいマンションの普及

● 外国人への支援

東京都の「防災(語学)ボランティア派遣マッチングシステム」を活用し、東京都防災(語学)ボランティアの派遣を利用することを記載します。

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 市災害対策本部の編成や事務分掌の見直し

より効果的な本部体制を構築できるよう検討します。

具体的には、建築士等の専門職が横断的な班構成により幅広くフレキシブルに対応できるような体制を検討するなどを予定しています。

● 広域連携

国や都、他協定自治体、事業者等への応援要請の具体的な手法を追記します。

また、応援者の受入れについて各部からの代表者による応援調整会議を開催し、配置の調整を図るしくみを検討します。

● 帰宅困難者対策

小平市民文化会館(ルネこだいら)を一時滞在施設に指定したため反映します。

● ボランティア

災害救助法に基づき災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務の経費を負担することを追加します。

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 避難の基本

避難の基本として、地震後、住民が地域の安全を確認し、自宅倒壊、延焼火災発生の場合は避難すること、地域に危険がない場合は耐震性の確保された自宅等での生活を継続することなどをまとめます。

・避難先は、市の指定避難所のみならず、親戚・知人宅、ホテル・旅館等とします。

● 広域避難

・隣接の自治体等へ避難する「広域避難」(災対法61条の4)、長期避難を考慮し、全国の自治体で生活をする「広域一時滞在」(災対法86条の8)に区分します。

・被災者の他地区への移送について記載します。

● 被災者生活再建

被災者生活再建支援金や支援システムの活用について追加します。

● 東海地震対策編 ⇒ 南海トラフ地震等防災対策編

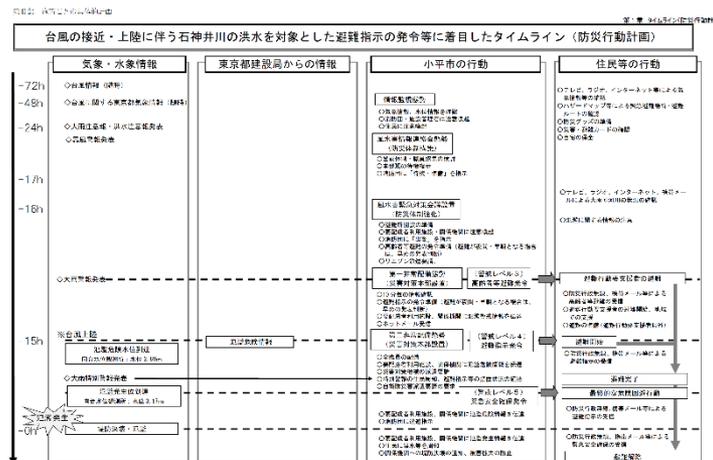
南海トラフ地震臨時情報の発表のながれ、対応の基本をまとめ、新規に作成します。

※南海トラフ地震防災対策推進地域には、指定されていません。

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 風水害編にタイムラインの追加

事前の備えを含む警戒レベルに応じて取るべき行動を定め、いざという時の行動を確認するために、タイムライン(防災行動計画)の考え方を追加します。



● 石神井川が「洪水予報河川」に

石神井川が「水位周知河川」から「洪水予報河川」に指定されました。これにより、洪水予報の発表基準等が変更となっているため、詳細を記載します。

● 強風対策の追加

小平市は大きな木が多く、強風時は倒木等で道路閉鎖や電線の切断などの被害が考えられます。そこで強風被害についての予防、応急、復旧対策を新たに記載します。

2. 今回の地域防災計画修正の概要

● 大規模事故編の新設

現行計画の構成

震災編
風水害編
原子力災害編
火山災害編
資料編



新構成

震災編
風水害編
原子力災害編
火山災害編
大規模事故編
資料編

大規模事故編として示す災害
 ・大規模火災
 ・危険物事故
 ・大規模事故(航空機事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、CBRNE災害、大規模停電)(予定)

● 書式の修正

使いやすさ、わかりやすさ、見やすさへの配慮を行い、「いつ」、「誰が」、「何をする」という流れがすばやく、客観的に把握できるように書式を修正します。

現行計画

各ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 予防対策

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 初動対応体制の整備
- 2 業務継続体制の確保
- 3 消火・救助・救急活動体制の整備
- 4 広域連携体制の構築
- 5 応急活動拠点の整備

改定案

各ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 予防対策

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当課・班	備考
1 初動対応体制の整備	公共施設マネジメント課	
2 業務継続体制の確保	総務課	
3 消火・救助・救急活動体制の整備	防災危機管理課、職員課	
4 広域連携体制の構築	防災危機管理課、小平消防署、小平警察署、下水道課	担当の追加
5 応急活動拠点の整備	防災危機管理課	

3. 東京都の被害想定(地震)



図1 関東周辺のプレート境界

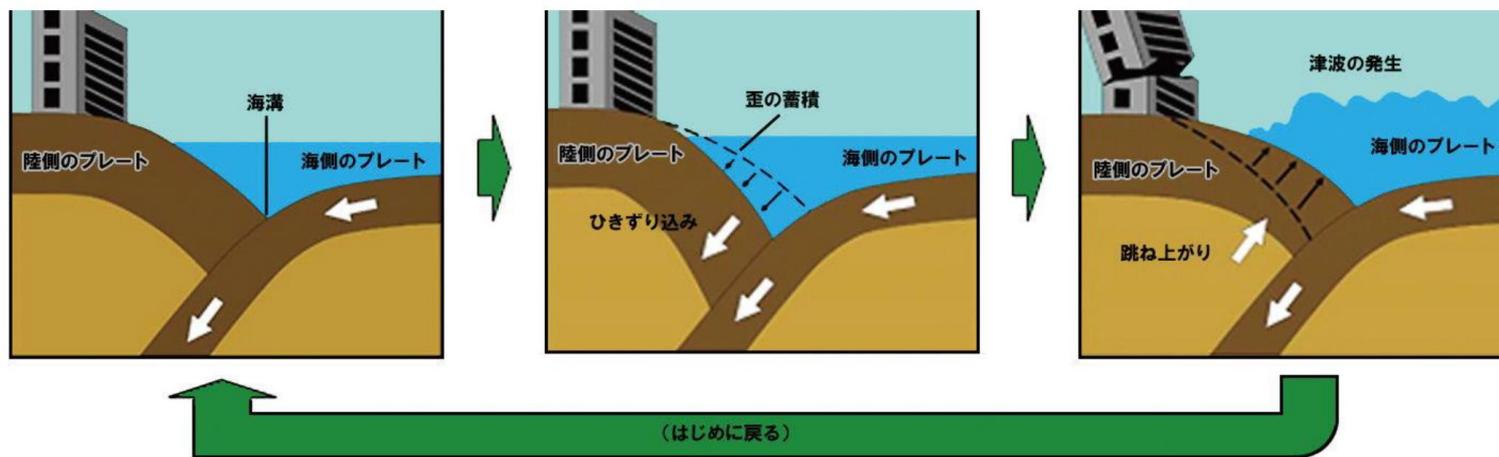


図 海溝型地震の発生サイクル⁴

出典)「東京都の新たな被害想定について
首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)」

3. 東京都の被害想定(地震)

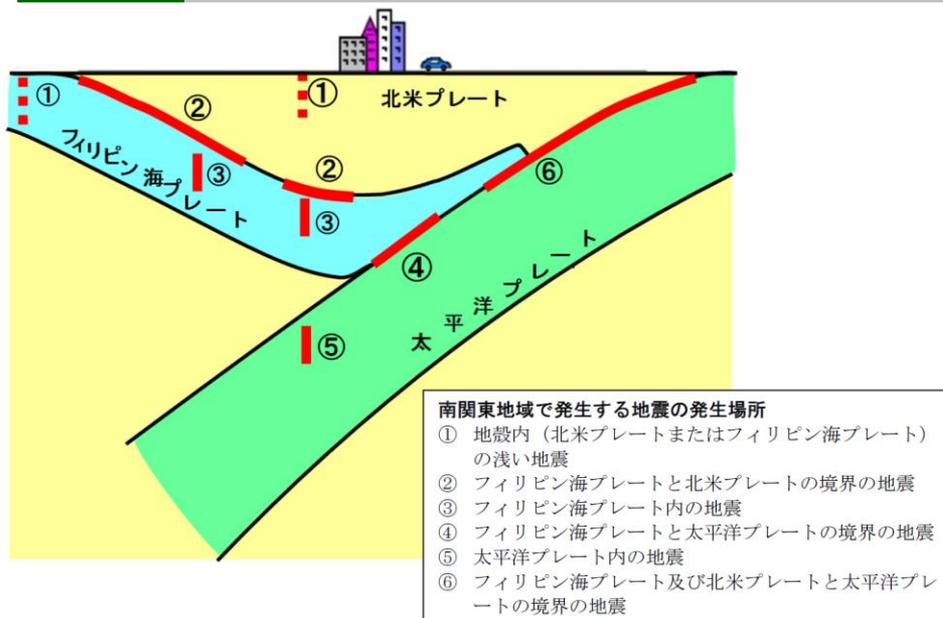


図2 南関東地域で発生する地震のタイプ

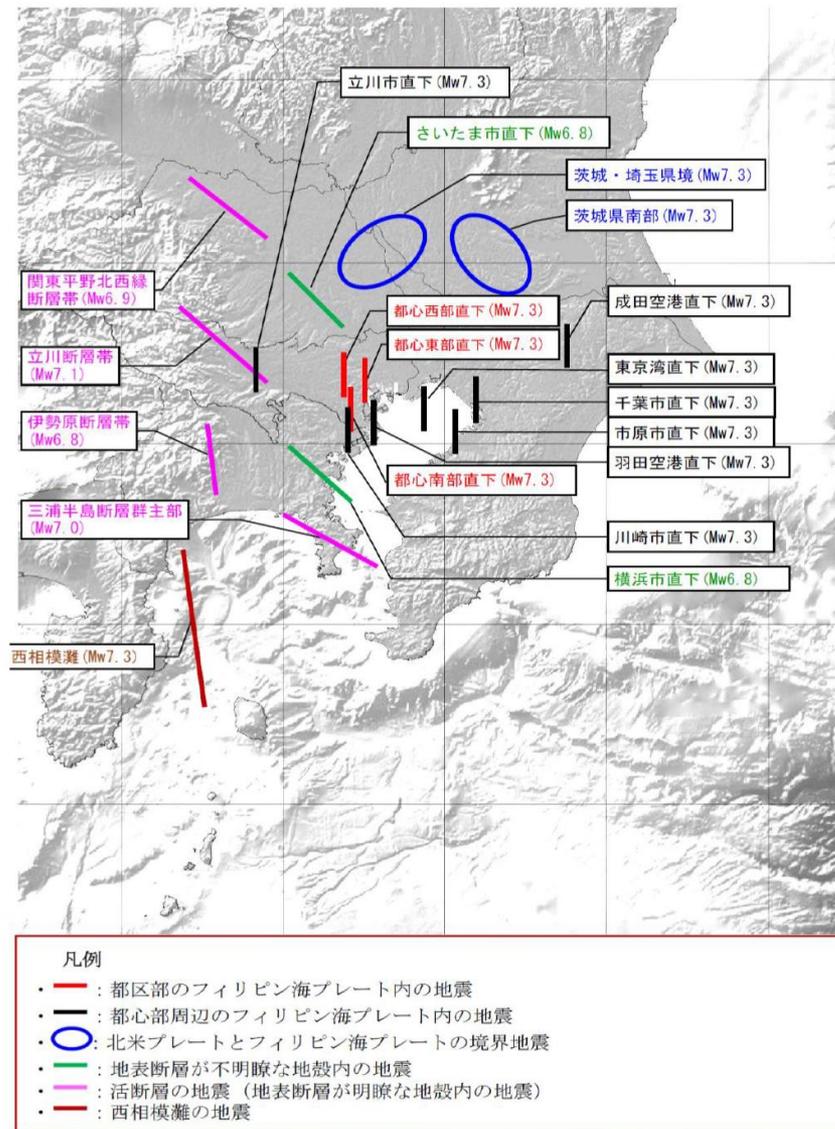


図 内閣府 [2013] で検討対象とした地震の断層位置

出典)「東京都の新たな被害想定について 首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)」

3. 東京都の被害想定(地震)

南関東では、200~400年間隔で発生する関東地震（M8クラス）の地震の間に、マグニチュード7クラスの地震が数回発生している

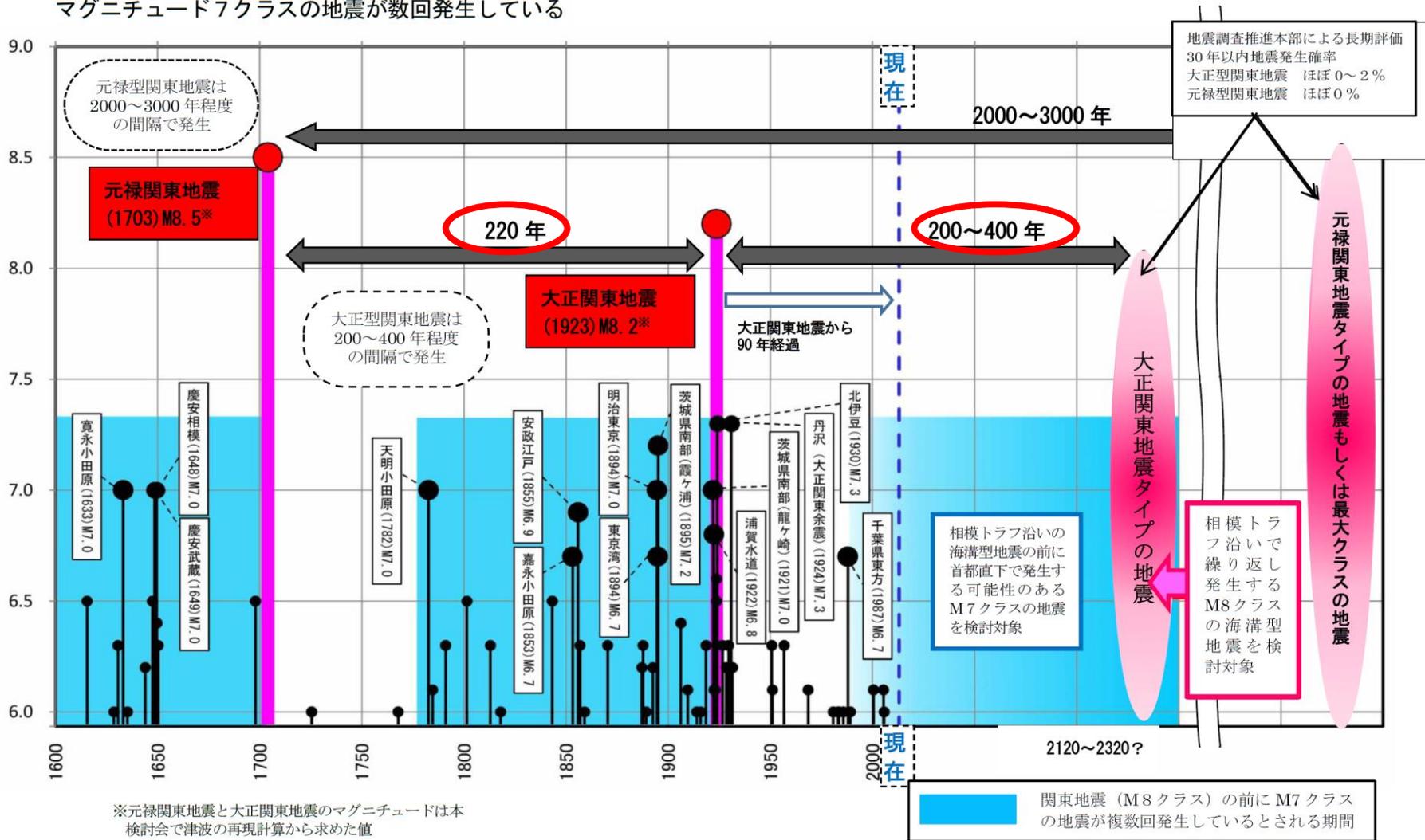
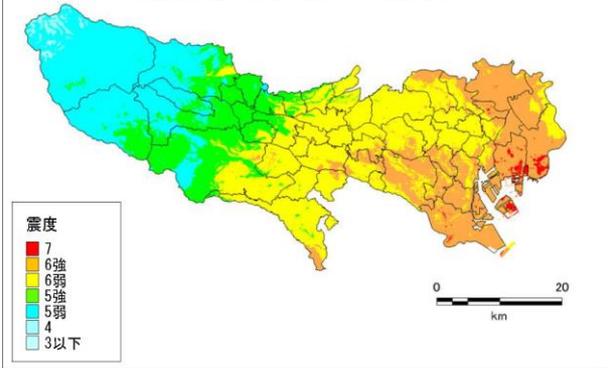


図 34 南関東で発生した地震（1600年以降、M>6.0以上）

出典)「首都直下地震の被害想定と対策について (最終報告) (中央防災会議、首都直下地震対策検討ワーキンググループ)」

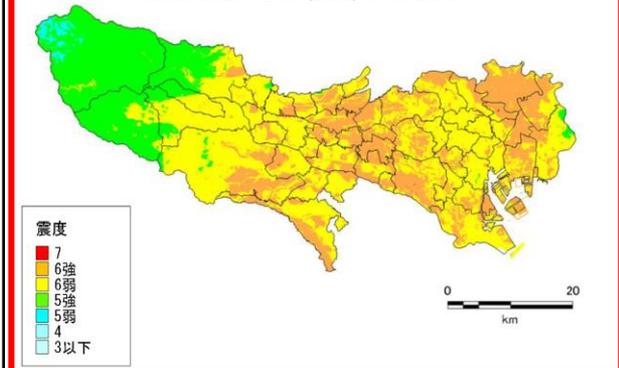
3. 東京都の被害想定(地震)

都心南部直下地震 (M7.3) の震度分布



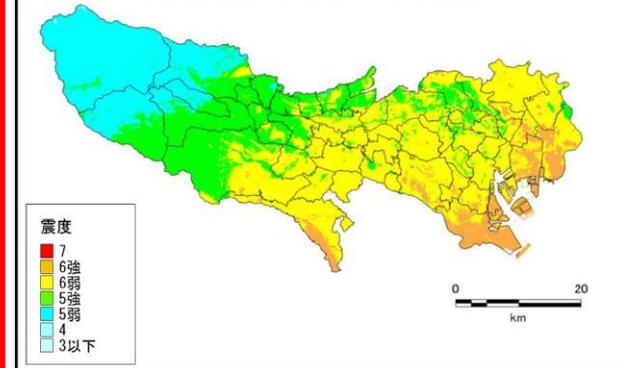
都心南部直下地震

多摩東部直下地震 (M7.3) の震度分布



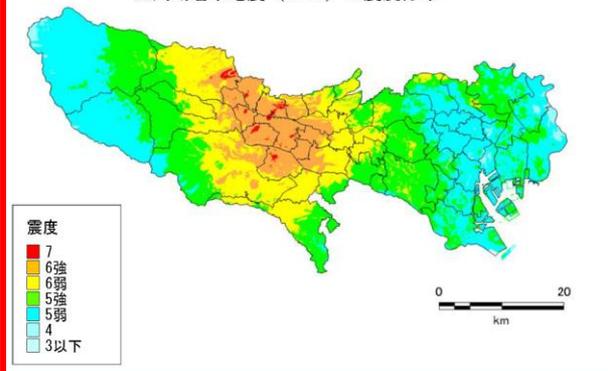
多摩東部直下地震

大正関東地震 (M8クラス) の震度分布

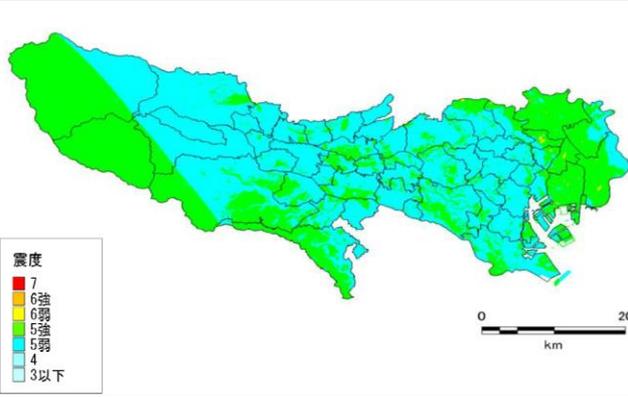


大正関東地震

立川断層帯地震 (M7.4) の震度分布



立川断層帯地震



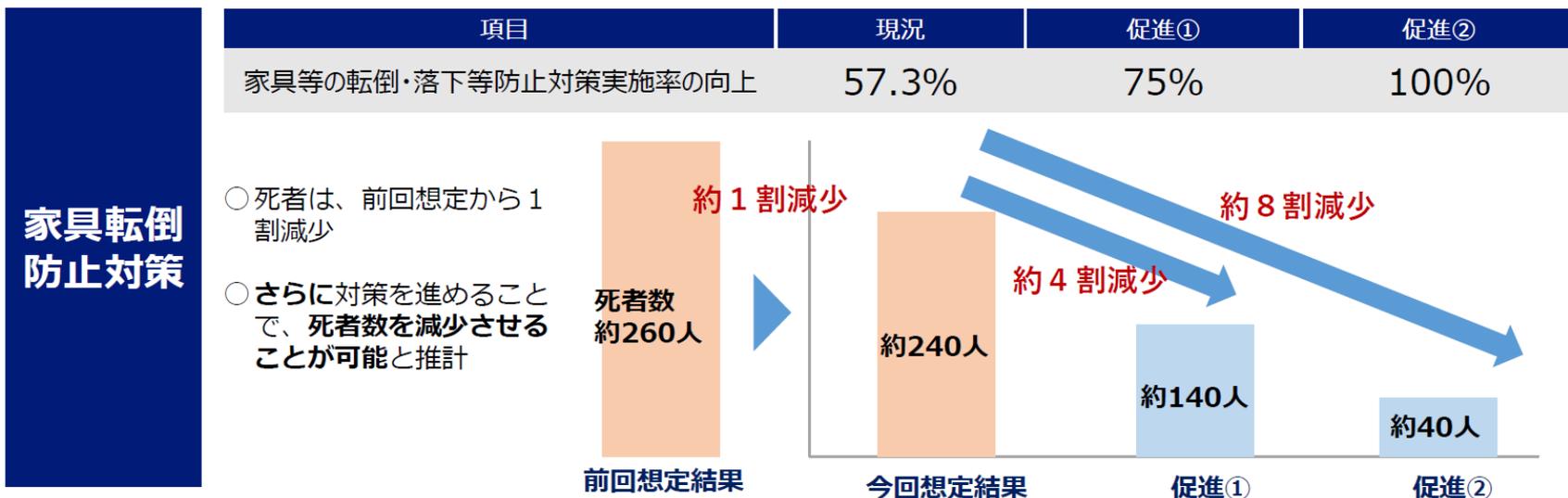
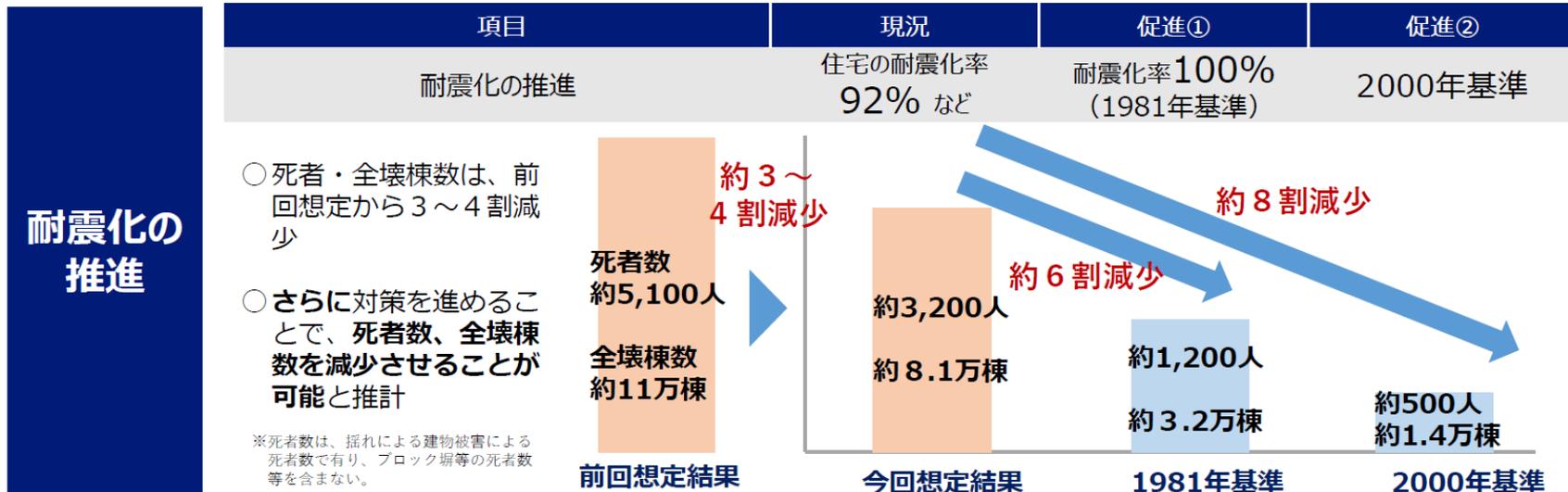
南海トラフ地震

小平市では
多摩東部直下地震
立川断層帯地震
の2つの地震を対象

出典)「東京都の新たな被害想定について 首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)」

3. 東京都の被害想定(地震)

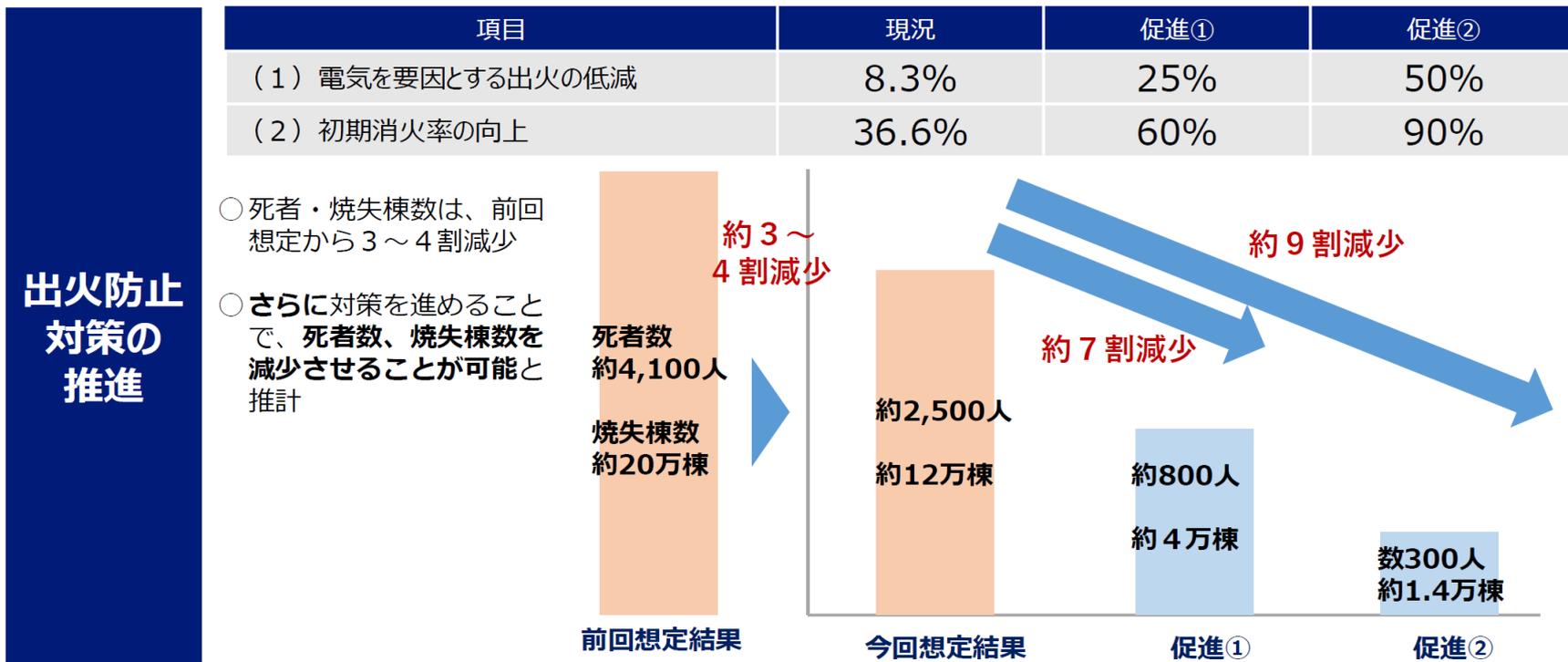
建物耐震化等の現況に基づく被害量から、今後対策を進めた場合の被害軽減効果を推計



出典)「東京都の新たな被害想定について 首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)」

3. 東京都の被害想定(地震)

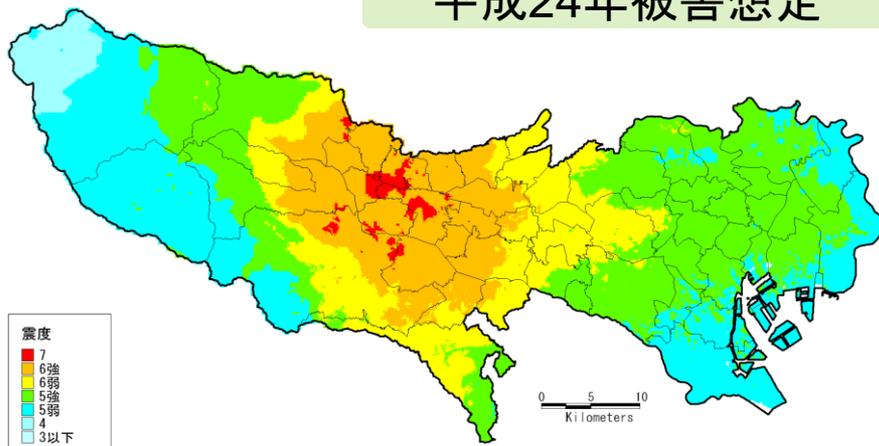
建物耐震化等の現況に基づく被害量から、今後対策を進めた場合の被害軽減効果を推計



出典)「東京都の新たな被害想定について 首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)」

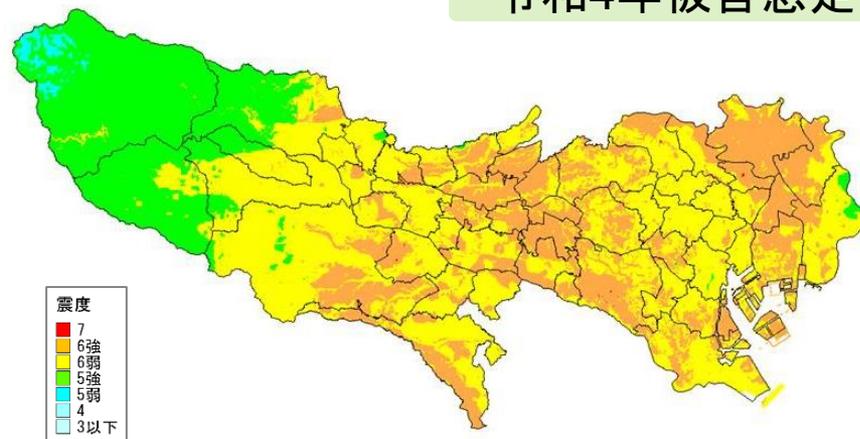
3. 小平市の被害想定(地震)

平成24年被害想定



立川断層帯地震(M7.4)

令和4年被害想定



多摩東部直下地震(M7.3)

	平成24年被害想定	令和4年被害想定
死者数	183人	84人
負傷者数	1,816人	1,169人
避難者数	58,129人	29,054人
帰宅困難者数	38,306人	21,347人
エレベーター閉じ込め	17台	36台
建物全壊棟数(半壊棟数)	2,322棟(4,261棟)	962棟(2,955棟)
自力脱出困難者	644人	341人

※想定される地震のうち、最も被害が大きいパターンの地震による被害を記載

出典)「首都直下地震等による東京の被害想定(東京都)(平成24年)(令和4年)」19

3. 小平市の被害想定(風水害)

東京都の解析結果を基に、小平市はハザードマップを作成

- ・浸水予想区域 (石神井川、仙川、空堀川等流域) →想定し得る最大規模の降雨が対象(1000年に1回程度)

小平市ハザードマップ (浸水予想区域図・土砂災害警戒区域図)

Hazard Map of Kodaira City (Flood Assumption Zone Map, Sediment Disaster Warning Zone Map)

小平市災害地図 (浸水予想区域図、土砂災害警戒区域図) 고다이らし 하자드 맵 (침수 예상 구역도, 토사 재해 경계 구역도)

平成30年1月30日、土砂災害防止法に基づき、市内の1か所が土砂災害のおそれのある箇所として土砂災害警戒区域に指定されました。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆かけ崩れ(急傾斜地の崩壊)の指定範囲

- ・傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ・急傾斜地の上部から水平距離が10メートル以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50メートルを超える場合は50メートル)以内の区域



土砂災害警戒区域 Sediment Disaster Warning Zone 土砂災害警戒区域 토사 재해 경계 구역

- ・土砂災害警戒区域:1か所

浸水予想区域図について

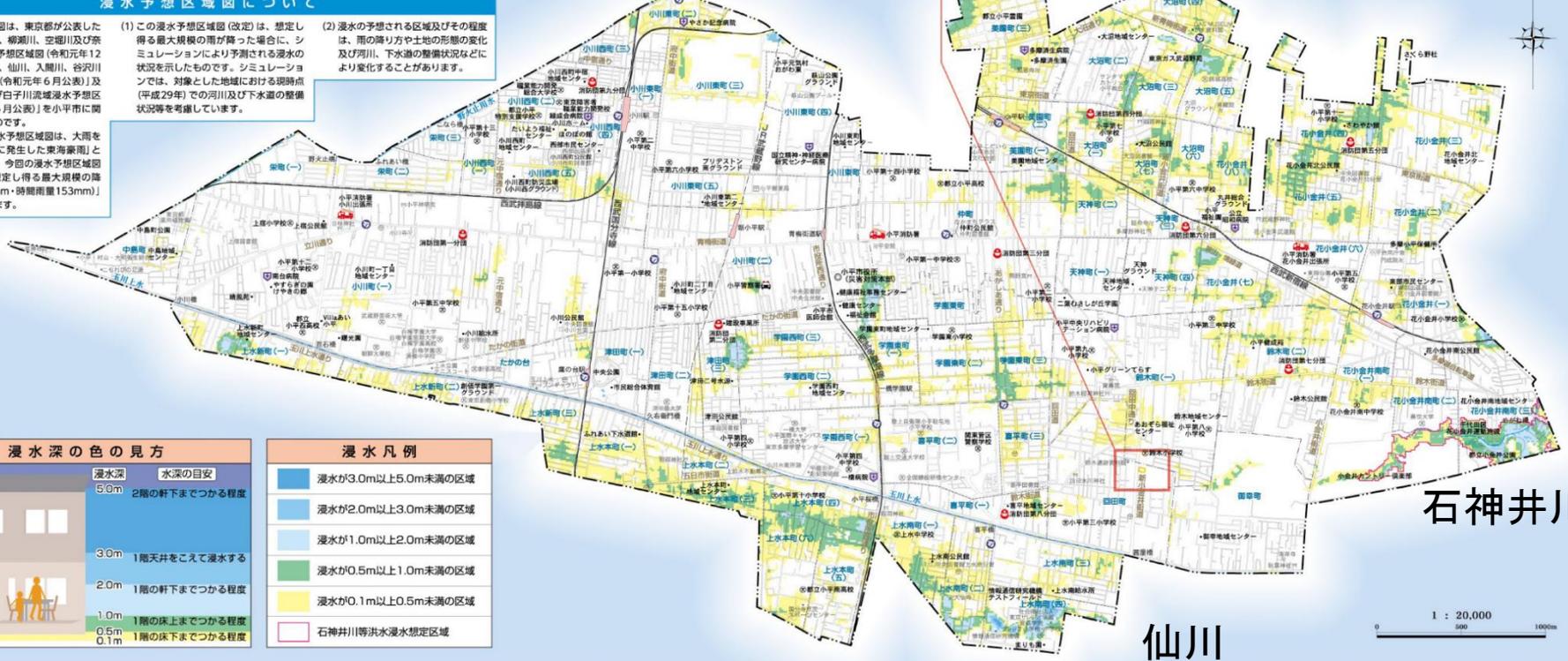
浸水予想区域図は、東京都が公表した「黒目川、清合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図(令和元年12月公表)」、「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域(令和元年6月公表)及び石神井川及び白子川流域浸水予想区域図(令和元年7月公表)」を小平市に当てはめたものです。

これまでの浸水予想区域図は、大雨を平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では、「想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm・時間雨量153mm)」等に変更しています。

(1)この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の雨が降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成29年)での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(2)浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形の変化及び河川、下水道の整備状況などにより変化することがあります。

空堀川



浸水深の色の見方

浸水深 5.0m	水深の目安 2階の軒下までつかる程度
3.0m	1階天井をこえて浸水する
2.0m	1階の軒下までつかる程度
1.0m	1階の床までつかる程度
0.5m	1階の床下までつかる程度
0.1m	1階の床下までつかる程度

浸水凡例

浸水が3.0m以上5.0m未満の区域
浸水が2.0m以上3.0m未満の区域
浸水が1.0m以上2.0m未満の区域
浸水が0.5m以上1.0m未満の区域
浸水が0.1m以上0.5m未満の区域
石神井川等洪水浸水想定区域

出典)「小平市ハザードマップ(小平市)」

4. もし今被害に遭ったら？(被災シナリオ1)

発災直後

新宿で買い物中に突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。

▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする

▼余震による看板の落下等により、徒歩による帰宅が困難化

▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混乱

▼そもそも一時滞在施設の場所等がわからず、情報が混乱

▼道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障



JR新宿駅前の状況(平成23年3月11日撮影)
(新宿区役所提供)

1日後

電力・通信

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

▼数少ない公衆電話に長蛇の列が発生



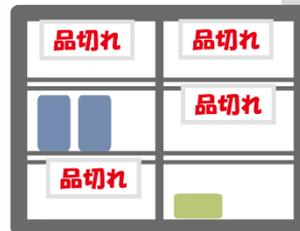
▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生

飲料・物資

▼スーパー・コンビニ等は、利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇

▼一時滞在施設等でも備蓄物資が枯渇



トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼一時滞在施設等でも水洗トイレが利用できない

4. もし今被害に遭ったら？(被災シナリオ1)

「むやみに移動を開始しない」と呼びかけがあり、新宿区が設置する一時滞在施設に滞在する。

3日後

▼道路寸断や交通規制等により、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化

▼滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化

▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到

▼ようやく帰宅



電力・通信

▼備蓄の発電機の燃料が枯渇し、充電ができなくなる

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼電力は、首都地域全体で見ると、復旧までには、電力は6日間、通信(一般回線)は2週間程度

飲料・物資

▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない

▼避難所等で炊き出しなどが開始

トイレ・衛生

▼帰宅困難者が滞りする職場・学校・一時滞在施設の水洗トイレで機能停止が継続

▼上下水道は、首都地域全体で見ると、復旧までには、30日間程度

4. もし今被害に遭ったら？(被災シナリオ2)

発災直後

テレワーク中、自宅にいるときに被災した。子どもは学校、家族は新宿に買い物に出ている。自宅は壁にひびが入り、余震による倒壊の心配。

▼家は余震により倒壊の危険があるので(熊本地震の教訓)、非常持ち出し品を持って近所の避難所に行く

▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、混雑しており、なかなか入れない

▼通信の途絶等により家族の安否が確認できない

災害用
伝言ダイヤル
171

▼子どもの学校に迎えに行き合流する

▼普段、近隣住民と付き合いが無いので、見知らぬ人ばかりで助け合いが進まず、避難所が混乱する

▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない

▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

1日後

電力・通信

▼携帯電話等のバッテリーが切れる



▼メール、SNS等の輻輳、大幅な遅配等が発生

▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生

飲料・物資

▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
▼テントなどはないのでプライバシーが無い



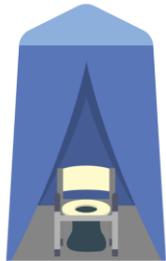
▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼避難所のトイレは数が少なく仮設トイレの衛生環境が良くない



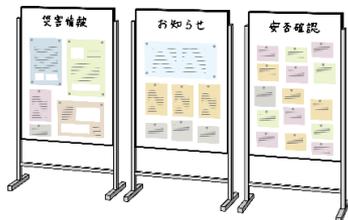
▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある



4. もし今被害に遭ったら？(被災シナリオ2)

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

- ▼帰宅困難者となっていた家族が避難所に到着する
- ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
- ▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生
- ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する
- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加
- ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加
- ▼避難者による運営組織が立ち上がる



- ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める
- ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少
- ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性
- ▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

電力・通信

- ▼蓄電池の発電機の燃料が枯渇し、充電ができなくなる
- ▼テレビやスマートフォンによる情報収集が困難になる
- ▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性
- ▼電力は、首都地域全体でみると、復旧までには、電力は6日間、通信(一般回線)は2週間程度
- ▼計画停電が実施される場合もある

飲料・物資

- ▼在宅避難者の蓄電池がなくなり、避難所に来るので物資がなくなる
- ▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない
- ▼避難所等で炊き出しなどが開始
- ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足
- ▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
- ▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる
- ▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

- ▼生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生
- ▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる
- ▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



- ▼上下水道は、首都地域全体でみると、復旧までには、30日間程度

5. 女性視点の防災対策

女性視点の防災対策の重要性が言われるきっかけとなった出来事は？

◆ 阪神大震災以降の経緯 (防災基本計画と男女共同参画基本計画の改正へ)

平成 7年 阪神大震災 (女性の死者数が男性より1000人程度多い。特に高齢女性。)

平成16年 中越地震

「女性の視点」の担当として、男女共同参画局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置。

平成17年 国連世界防災会議(@神戸)

プログラム成果文書:「災害に強い国・コミュニティの構築:兵庫行動枠組2005-2015」
ジェンダーの視点が盛り込まれている。

平成17年、20年
防災基本計画の改正

⇒男女共同参画の視点を入れる。

＜防災基本計画(抜粋)＞
(平成20年2月中央防災会議決定)

- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立。

平成17年
男女共同参画基本計画(第2次)の策定

⇒防災(復興)の分野の男女共同参画を盛り込む。

＜第3次男女共同参画基本計画(抜粋)＞
(平成22年12月17日閣議決定)

第14分野 地域、防災、環境その他の分野における
男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

- ア 防災分野における女性の参画の拡大
- イ 防災の現場における男女共同参画
- ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等

1

5. 女性視点の防災対策

小平市の取組み

小平アクティブプラン21
(第三次小平市男女共同参画推進計画)
(平成29年度～令和3年度)



基本目標Ⅳ

男女共同参画の
推進体制の強化と
環境の整備

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりをめざすため、各避難所で作成するマニュアルに男女双方からの視点に立ち、女性の参画を促進します。

5. 女性視点の防災対策

<発災後、浮かび上がった問題点>

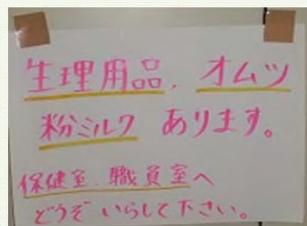
- ・ 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性が参画していない。
- ・ 防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りない。
- ・ 震災が起き、固定的性別役割分担が、更に強化。

〔都道府県防災会議に女性が占める割合:3.6%(12都府県では女性委員がゼロ)、避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性〕

<具体例>

○物資の備蓄や提供に関する問題

- ・ 生理用品、おむつ、粉ミルクがない。
また、粉ミルクはあっても哺乳ビン、離乳食がない。
- ・ 女性用下着や生理用品が届いても、男性が配布しているため、もらいに行きづらい。



○避難所運営に関する問題

- ・ 授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替える。
- ・ 女性用の物干し場がないため、下着が干せない。
- ・ 女性が起きたら、知らない男性が横に寝ていた。
- ・ 瓦礫処理を行う男性には日当が出るが、女性は当然のように、何十人分もの炊き出しを割り振られ、日当は出ない。1日中、食事の用意や片付けに追われ、子どもの面倒や両親の介護が充分に行えない。



被災者支援、復興、今後の防災対策において、女性や生活者の視点を取り入れること、女性の参画等を促進することが重要。

5. 女性視点の防災対策

●熊本地震におけるエコミークラス症候群の入院患者の77%が女性

→避難所に仮設トイレがあっても、男女別でなかったり、不衛生だからとトイレに行くのが嫌で我慢したりなどの理由で、水を飲む量を減らしてしまう女性が多くいました。そのため血栓が血管の中にできやすくなり、エコミークラス症候群になってしまいます。

●育児・介護・女性用品の不足

→サイズや用途を言いたくても、“わがまま”だと受け取られるおそれから、なかなか言い出せない人がいます。

●プライバシーや衛生の問題

→女性にとって、着替えたり体を拭いたりすることが難しい環境があります。我慢し続けると衛生状態も悪化します。

●不眠、ぼうこう炎や婦人科系の疾患

→物資や環境の問題が十分改善されないなか、不眠をはじめ、ぼうこう炎、ちつ炎、外陰炎といった婦人科系の疾患に直面することがあります。

●炊き出しや掃除などの過度な負担

●DV、性暴力

→災害時でもDVや性暴力、性的ハラスメントが起きています。これは学術調査により、東日本大震災で改めて明らかになりました。

5. 女性視点の防災対策

なぜ、女性視点の防災対策が必要なのか。

- ・災害は、自然現象(自然要因)と、それを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。
- ・中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須です。
- ・一方で、意思決定過程における女性の参画割合は低い現状にあります。このため、防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興の各場面において女性の意見、女性と男性のニーズの違いが反映されにくい傾向にあり、必要な支援が提供出来なくなるおそれがあります。
- ・東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。
- ・女性への配慮の取組を進めることは、子どもや若者、高齢の方、障がいのある方、LGBTの方など、多様な方々への配慮にも資するものと考えています。

5. 女性視点の防災対策

過去の災害において、女性が困ったこと・被害にあったことの例とその教訓

東日本大震災においては、避難所のリーダーが男性ばかりで、女性が必要とする物資の要望を言いにくいことや、女性用下着や生理用品が届いても配布担当が男性であったため、女性はもらいに行きづらいということがあります。女性用品は、女性の担当者からの配布や、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法の工夫が必要です。同様に、男性にも、避難所が乾燥していたのでリップクリームが欲しかった、尿もれパッドが欲しかったが言い出せなかったという声もあり、男性への配慮も必要です。

東日本大震災では、授乳場所がない、着替えができない、洗濯物が干せない、見知らぬ人の横で就寝するなど、プライバシーがなく、我慢や危険な環境を強いられる生活を余儀なくされました。避難所運営マニュアル策定に、女性や多様な人々が参画することで、授乳室、女性専用の着替えスペース、妊婦や母子専用休養スペースなどの設備などの多様なニーズが避難所運営に取り込まれ、避難所生活における困難を和らげることができます。女性の目線から安心して過ごせる避難所の実現を目指して、平常時から課題意識を共有することが考えられます。また、避難所運営にかかる女性リーダーの育成と質の向上に取り組むことが必要です。

女性に対する暴力は、国内でも過去の災害時において、DV や性暴力が発生していることが明らかになっています。被災者間の暴力だけでなく、支援者から被災者へ、被災者から支援者へ行われた暴力もあります。しかし、災害時は被害者が相談すること自体難しい状況にあることも少なくなく、被害についての声を上げられず、被害が潜在化する懸念があります。

5. 女性視点の防災対策

固定的性別役割分担

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別を理由とした役割分担意識はいまだ根強い状況にあるため、災害時には**女性の家庭責任が増大**する一方で、**男性は仕事や家庭の経済的責任**の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。

近年は仕事をする女性や介護を担う男性も増加していることから、こうした傾向を踏まえた災害対応体制・被災者支援の検討により、家族ケアの負担の軽減、男女の心身の健康の維持、速やかな生活再建への移行を支える必要があります。

避難所運営にあたっては、一部の男性に過度な責任が集中する一方で、食事や片付けなどが女性に集中するなど、特定の活動が片方の性別に偏ることのないようにする必要があります。これまでの災害では、女性が炊き出し、後片付け、掃除といった特定の活動を負担し続けて疲弊してしまうという課題も見られました。

熊本県益城町では、女性リーダーの呼びかけにより、「できる人が、できることを、できた分だけする」という方針のもと、避難所を自主運営しました。様々な避難者がいる中で、役割を決めると特定の人の負担になる可能性があります。年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、皆同じ「避難者」であることを認識し、誰もが自分で考え、できることを行いました。

5. 女性視点の防災対策

災害から受ける影響の違い(性別・年代)

子どもや若年女性: 保護者が災害対応等で多忙なために、孤立しがちとなり、暴力の対象となるリスク。家庭の経済状況の悪化により、地域によっては、男性と比較して進路変更や進学を諦めるリスク。

ひとり親である女性: 非正規雇用労働者である女性が多いため雇用打ち切りにより収入が減少・途絶。立場が弱い存在とみなされ暴力の対象となるリスク。

高齢の女性: 高齢者に占める女性割合が高く、独居の方も多いこと、「高齢者」として一律の対応をされ、女性特有のニーズへの支援が不十分であること(例: 物資やプライバシー等の環境面の問題、経済的な脆弱性など)。

障がいのある女性: 「障がい者」として一律の対応をされ、女性特有のニーズへの支援が不十分であること(例: 物資やプライバシー等の環境面の問題、同性介護・介助の必要性など) 平常時より暴力の対象になりやすい。

外国人の女性: 家庭責任の増大に加えて、文化的、宗教的なニーズが理解されず、孤立しがちになる。

支援に携わる女性: 自らも被災者である場合は、家族へのケアも担いながら負担増となる。支援活動でセクハラ・性暴力に遭うリスクもある。

男性: 他人に弱音を吐けない、リーダー役を担わされがち、相談しようとせずに一人で抱え込んでしまう傾向。また、父子家庭(地域とのつながりが薄いことも多い)や子育てを主に父親が担う家庭、要介護者等を抱える男性の困難について十分に理解されていない。

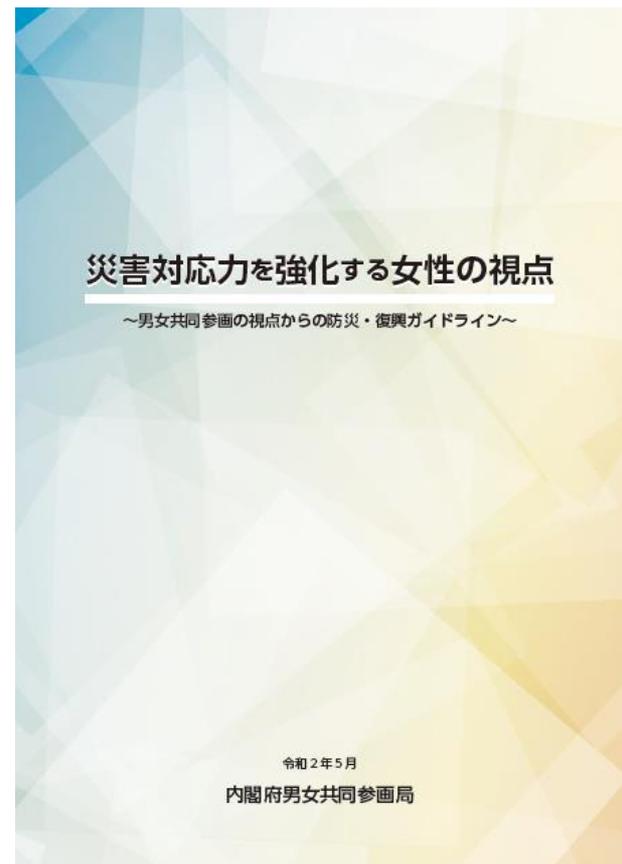
5. 女性視点の防災対策

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和2年5月 内閣府男女共同参画局

基本の7つの方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する



5. 女性視点の防災対策 小平市の避難所運営

◆小平市の避難所運営マニュアル(指針)では以下の対応を記載しています。

(女性に特化したもののみ抜粋。)

- ・避難所運営マニュアルを作成するときは、多様な意見を反映させるため、**要配慮者や女性の参画を積極的に求める。**
- ・マニュアル作成会議の**進行役には、男女を配す**こと。また、発災後の避難所運営委員会にも**女性役員を選任**する。
- ・避難所には**男女別の更衣室と授乳室**を設置すること。
- ・**おむつ交換場所**は男女が使用することを想定し設置する。
- ・**「炊き出し」**について、女性や一部の**人に負担が集中しない**ようにする。
- ・避難所内の**防犯パトロール**の際は、**原則男女を配す**こと。
- ・女性や子どもなどに、**暴力やいじめがない**か注意する。
- ・避難所内の**女性用トイレ**は**男性用トイレより多く設置**する。
- ・**女性専用の物資**の配布は、**女性の担当者を配置**する。
- ・物資や食料は、**子どもや妊婦等の要配慮者に優先的に配布**する。
- ・**プライバシー保護**のため、**パーテーションや簡易テント**を整備している。

6. 意見交換

女性視点の防災対策に関して

- 過去に被災して実際に困ったこと
(被災地でのボランティア活動で感じたことでも可)
- 平時の防災活動で、意見がしづらいなど感じたこと
- 発災時、異性に話しづらいことなどで、事前に対策できること
- ストレスを減らすトイレ対策
- 女性視点で必要と考える市の備蓄品(種類・規格)
- 女性視点で必要と考える避難所の過ごし方

などご意見がありましたらお願いいたします。



6. 意見交換

市の備蓄状況(抜粋)

内容		数量
粉ミルク	300g缶(7食/缶)	3,255
液体ミルク	240ml缶	552
哺乳瓶	240cc	600
紙おむつ	大人用(2回吸収)L・M 子ども用(テープタイプ)L・M・S	22,530
生理用品	軽い日用(羽なし) ふつうの日用(羽なし)	30,444
トイレ用汚物入れ		65
哺乳瓶消毒ケース	(消毒剤含む)	46
簡易組立式更衣室	2.1m × 2.1m × 高さ1.8m(2.2m)	399

(R5. 1. 31時点)

7. 今後の予定

令和5年度

- ・ 地域防災計画の修正で対応すべき課題の洗い出し
- ・ 新たな被害想定への分析
- ・ 庁内部署、庁外関連機関への調査
- ・ **市民意見等の集約及び反映**
- ・ 新たな課題等に対する対策の立案
- ・ 地域防災計画修正素案の作成

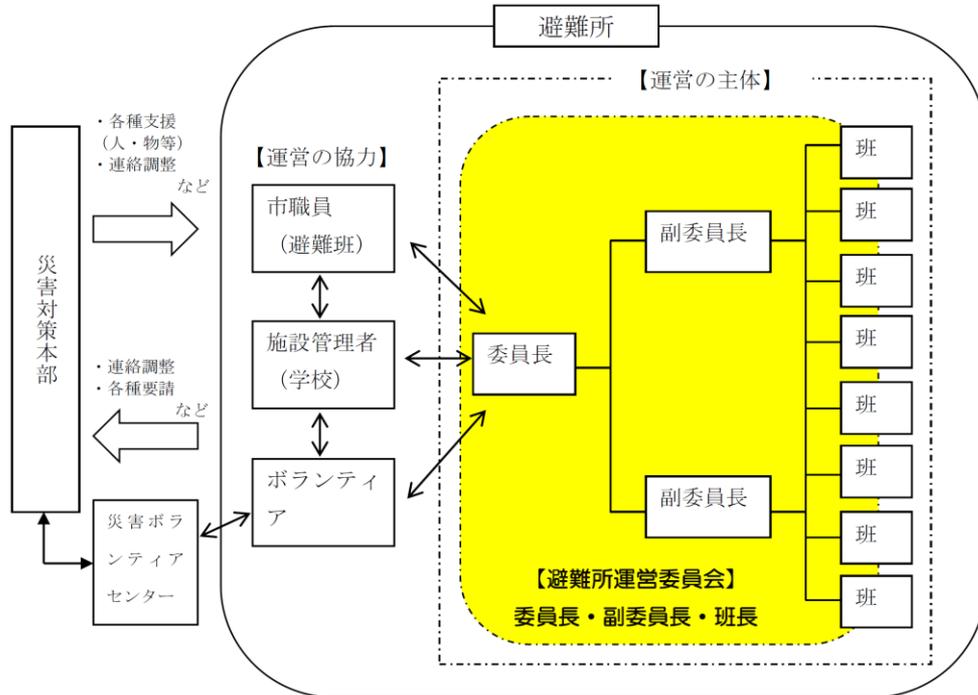
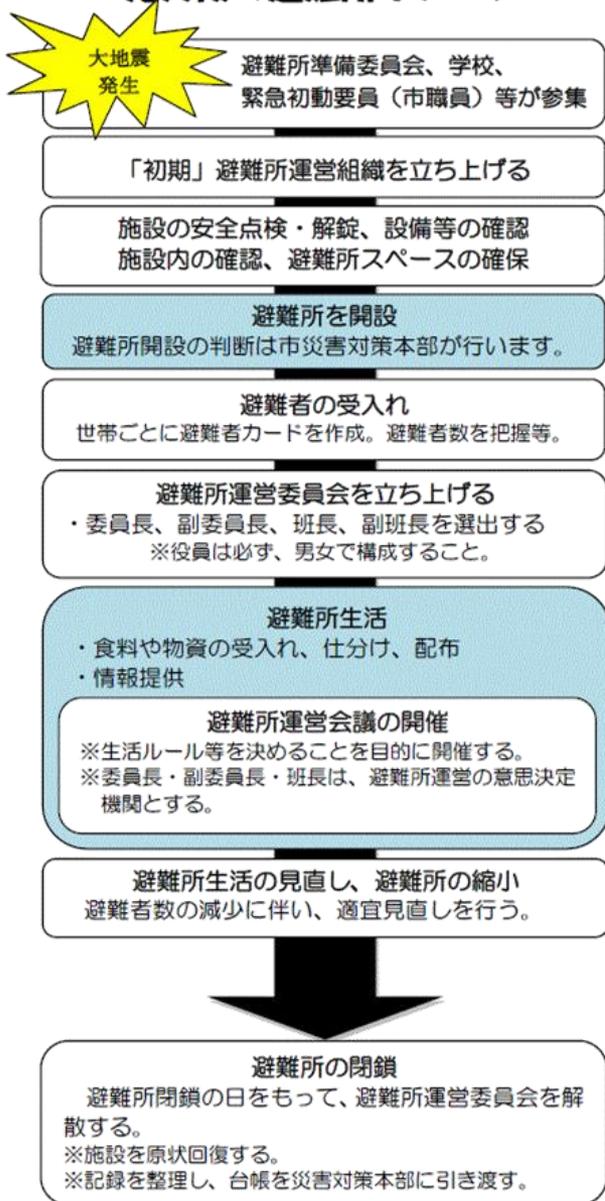
本日の会は
ここになります

令和6年度

- ・ 市民意見公募手続(パブリックコメント)実施
(令和6年11月~12月頃実施予定)
- ・ 東京都への意見照会
- ・ 地域防災計画修正案の作成
- ・ 小平市防災会議での検討・承認
- ・ 地域防災計画の策定

【参考資料】避難所運営

発災後の避難所イメージ



※主な班（地域によって異なる）

- 総務班
- 情報広報班
- 被災者管理班
- 食料物資班
- 施設管理班
- 救護支援班
- 衛生班
- ボランティア班



【参考資料】避難所運営

小平市 Kodaira city, Tokyo

サイトマップ

AA文字サイズ・色合い 音声読み上げ
やさしい日本語 foreign language

くらし・手続き・税 子ども・教育 健康・福祉 文化・スポーツ・市民活動 ごみ・環境 施設案内 市政情報

トップ > くらし・手続き・税 > 防災 > 避難 > 避難所運営マニュアル (1/2)

避難所運営マニュアル (1/2)

更新日：2023年（令和5年）12月8日 作成部署：総務部 防災危機管理課

印刷する



気象情報

小平市の警報・注意報が解除されました (外部リンク)

検索したい文言を入力してください

> 施設検索

> 資料検索

> 申請書ダウンロード

避難所は、避難所を利用する者（地域の方々）が中心となって運営します。被災後における避難所運営体制を迅速に確立するためには、具体的な手順等についてマニュアルを作成し、あらかじめ関係者が共通の認識を深めておく必要があります。このため、市では、「避難所運営マニュアル作成の指針」を作成し、指針を基に避難所ごとにマニュアルを作成しています。

○ 避難所運営マニュアル作成の指針を修正しました（令和5年4月）

平成26年4月に策定した「避難所管理運営マニュアル作成の指針」を一部修正しました。最新の指針は、以下「避難所運営マニュアル（添付ファイル）」をご覧ください。

避難所運営マニュアル作成の指針

- [避難所運営マニュアル作成の指針（令和5年4月修正）（PDF 917KB）](#)
- [避難所様式集（PDF 1.8MB）](#)
- [避難所管理運営マニュアル作成の指針（PDF 2.5MB）](#)

各避難所運営マニュアルは市のHPで公開されています

小学校

- [小平第三小学校避難所運営マニュアル（PDF 865.1KB）](#)
- [小平第四小学校避難所運営マニュアル（PDF 1.6MB）](#)
- [小平第五小学校避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応）（PDF 3.5MB）](#)
- [小平第五小学校避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応）資料（PDF 2.2MB）](#)
- [小平第六小学校避難所運営マニュアル（PDF 1.3MB）](#)
- [小平第七小学校避難所運営マニュアル（本編）（PDF 1.3MB）](#)
- [小平第七小学校避難所運営マニュアル（資料編）（PDF 1.5MB）](#)
- [小平第七小学校避難所運営マニュアル（概要版）（PDF 448.3KB）](#)
- [小平第七小学校避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）（PDF 2.5MB）](#)
- [小平第八小学校避難所運営マニュアル（PDF 1.3MB）](#)

避難所運営マニュアルの作成方法

避難所となる市立小・中学校、小平元気村おがわ東の28地区において、避難所開設準備委員会※を設置し、各地区ごとにマニュアルの作成を行っています。

- ・各施設ごとの独自の検討を実施
- ・避難所の設営等訓練を実施

※避難所開設準備委員会とは、地域の自治会、自主防災組織、施設管理者、民生委員・児童委員、コミュニティスクール、PTA、青少対等学校関係者の方々を中心とした組織で、会議には市職員も参加しています。

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、協力し合って避難所の生活環境を良くしていく必要があります。